

電力の一般競争入札における環境配慮に関する手順書

1. 目的

この手順書は、西宮市（以下「本市」という。）が一般競争入札により電力を調達するに際し、環境への配慮を行うために必要な事項を定め、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの低減を図ることを目的とする。

2. 定義

この手順書において「電力の環境配慮調達」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、みなし小売電気事業者及び小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電気事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

3. 適用範囲

この手順書は、本市の全ての組織・施設が、一般競争入札により電力を調達する際に適用する。

※ 指定管理者制度の対象施設も対象とする。

※ 外郭団体は対象としない。

4. 環境評価項目

この手順書における評価項目は、次のとおりとする。（なお、それぞれの用語の定義および評価に必要な情報は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）および電気事業者による再生可能エネルギー発電による電力の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」）によるものとする。）

（1）基本項目

ア) 二酸化炭素排出係数

イ) 未利用エネルギーの活用状況

ウ) 再生可能エネルギーの導入状況（電源構成が開示されていること）

（2）評価項目

ア) 環境マネジメントシステム（EMS）の導入の有無

イ) 西宮市内における環境活動への参画と協働の実績の有無

ウ) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の有無

5. 評価および事務に関する手順

（1）本市が使用する電力を一般競争入札により調達する契約を実施する場合、担当課は公告日までに公告書等を本手順書庶務担当課に電子データにより送付するものとする。

（2）入札への参加を希望する電気事業者は、「電力の環境配慮調達評価基準」（別紙）に基づく評価点等を「適合証明書」（様式1）に記載し、適合証明書および添付資料を正副2通作成し担当課に提出するものとする。

（3）担当課は、電気事業者から提出された前項の証明書等の内容を確認し、「適合証明書」に定める基準を満たすものを、競争入札適合者とする。

（4）担当課は開札後、入札者より提出された副本に加え、開札結果（各事業者の入札金額を示す

もの)を本手順書庶務担当課に送付する。

- (5) 庶務担当課は、前述の書類に記載の情報を集約し、落札者を含む入札者の環境配慮状況等について、庁内における情報共有を図るものとする。集約した情報は内容や掲載分量等について支障がない場合、ホームページ等において「環境配慮調達を行った対象施設」として公表する。

6. その他

- (1) 環境配慮調達により電力を調達することが著しく困難な理由があると環境局長が認める場合には、担当課は、この手順書によらず入札を行うことができる。
- (2) 担当課は、環境局長が相当と認める場合には、契約の種類あるいは施設の特性等を考慮し、「電力の環境配慮調達評価基準」以外の基準により環境配慮調達を行うことができる。
- (3) この手順書により定めるもののほか、電力の環境配慮調達に係る環境評価等について必要な事項は、環境局長が定める。

7. 事務処理

この手順書に係る庶務は、環境局環境総括室環境学習都市推進課において処理する。

付 則

この手順書は、平成22年1月4日から実施する。

付 則

この手順書は、平成25年6月3日より実施し、平成25年10月31日までの期間に公告が行われる入札を対象とする。

付 則

この手順書は、平成25年11月1日以降の期間に公告が行われる入札についても対象とする。

付 則

この手順書は、平成26年11月10日から実施する。

付 則

この手順書は、平成27年11月10日から実施する。

付 則

この手順書は、平成29年5月29日から実施する。

付 則

この手順書は、令和元年5月29日から実施する。

付 則

この手順書は、令和2年6月10日から実施する。

付 則

この手順書は、令和3年6月10日から実施する。

以 上